

○座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成15年座間味村条例第13号）（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、座間味村農山村広場・公園（以下「農山村公園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条及び第9条の許可を受けようとする者は、座間味村農山村広場・公園利用申込書（様式第1号、以下「利用申込書」という。）を村長に提出しなければならない。

(利用許可の基準)

第3条 村長は、前条の利用申込書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例4条第4項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織等の利益になるおそれがあるとき。
- (3) その他、村長が適当でないと判断したとき。

(利用の許可等)

第4条 農山村公園の利用を許可する場合は、座間味村農山村広場・公園使用許可通知書（様式第2号、以下「使用許可通知書」という。）を当該申込者に交付するものとする。

2 前項の場合において、村長は管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 村長は、利用申込書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込書に座間味村農山村広場・公園使用不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(利用の契約)

第5条 前条第1項により使用許可通知書の交付を受けた者は、農山村公園施設の利用に関する契約を請書（様式第4号）により村長と締結しなければならない。

(利用期間の延長)

第6条 条例第9条の規定により使用期間の更新をする場合は、座間味村農山村広場・公園使用期間更新申請書（様式第5号、以下「更新申請書」という。）を使用期間が満了する日の30日前までに村長に提出しなければならない。

2 農山村公園の使用期間の更新を許可する場合は、座間味村農山村広場・公園使用期間更新許可通知書（様式第6号、以下「更新許可通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 村長は、更新申請書の提出があった場合において、その内容が第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請者に座間味村農山村広場・公園使用期間更新不許可通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 農山村公園を利用する者は、条例で規定する事項の他次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用について許可が必要とされている施設及び設備を許可なく利用しないこと。
- （2）施設内では売店施設以外で物品の販売又はその他これらに類する行為をしないこと。
- （3）許可なく宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- （4）ペットに類するものを、建物内に持ち込まないこと。
- （5）前各号に掲げるものの他、農山村公園の管理上必要な事項については管理者の指示に従うこと。

（利用者の拒否等）

第8条 村長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対して利用を拒否し、又は契約を取り消すことができる。

（使用料金の納付）

第9条 使用許可通知を受けた者は、条例第10条に規定する使用料を指定された納付期限までに一括納付しなければならない。ただし、座間味村農山村広場売店施設（以下「売店施設」という。）の使用料について一括納付が困難な場合は、座間味村農山村広場・公園売店施設使用料分割納付申請書（様式第8号）により分割納付について村長の承認を受けなければならない。

2 前項のただし書きの規定により分割納付できる回数は6回までとし、金額は均等割とする。

（施設の返還）

第10条 売店施設の使用期間が満了し、又は使用期間中に当該売店施設を退去する場合は、売店施設明け渡し届（様式第9号、以下「明け渡し届」という。）を村長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、農山村公園の維持管理に必要な事項は、管理者の指示及び決定に従うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。